様式第２号（第９条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　許可№

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宮城県環境生活部次世代エネルギー室長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （公印省略）

貸出公用車等貸出許可書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった貸出公用車等の貸出については、燃料電池自動車等の貸出に関する要綱第９条第２項の規定により、下記の許可条件を付して許可します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出許可日時 | 　　　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分から　　　　　年　　月　　日（　　）　午前・午後　　時　　分まで　 |
| 貸出許可車両等及びその台数 |  台 | トヨタ自動車MIRAI（赤） | ZBA-JPD10 | 仙台３３０ち４０２０ |
| 台 | トヨタ自動車MIRAI（水色） | ZBA-JPD10 | 仙台３３０ふ４０２０ |
| 台 | トヨタ自動車MIRAI（青） | ZBA-JPD20 | 仙台３３０ね４０２０ |
|  台 | トヨタ自動車MIRAI（白） | ZBA-JPD20 | 仙台３３０の４０２０ |
|  台 | 外部給電器　本田技研工業　POWER EXPORTER 9000 |
| 台 | 外部給電器　ニチコン　Power Mover Lite |
| 貸出内容 | 使用目的行 き 先 　貸出許可申請書のとおり運 転 者 |
| 貸出許可条件 | １　貸出許可申請書の「使用上の誓約」を遵守すること。２　貸出公用車等の使用前に、車両の安全点検を行った上で運転すること。３　許可内容に変更を生じた時又は貸出を中止するときは、速やかに申し出ること。４　災害等により、貸出公用車等を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、許可を取り消す場合があります。５　運行上その他の事情で貸出公用車等に支障が生じたときは、許可の日時等を変更し、又は許可を取り消すことがあります。６　許可した期間内に必ず返却すること。 |

担当